

各 都 道 府 県 知 事 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者が居所において通知カードの送付を受けるための居所情報の登録に関する更なる周知等について(依頼)

居所情報の登録手続に関する周知広報・問合せ対応等については、平成 27 年 7 月 28 日付け総行住第 80 号通知等により依頼しているところであり、各地方公共団体におかれては積極的にご対応いただいていることと存じます。

平成 27 年 9 月 25 日の居所情報登録の申請期限を控え、登録対象者への登録申請を促すための更なる周知等を行う必要があります。

このことに関しては、平成 27 年 9 月 11 日に開催された「マイナンバー広報促進関係省庁会議」(世耕内閣官房副長官主催)においても、居所情報の登録手続の広報について、9 月 25 日の申請期限を控え、再度徹底していく必要があることが確認されたところです。

つきましては、各都道府県及び市区町村において、下記により、庁内・庁外の関係部局・機関等が連携協力の上、直接登録対象者に対して居所情報の登録を促す等の更なる周知等を行うようお願いいたします。

貴職におかれては、域内の市区町村に対して、この旨を周知徹底していただきますようお願いいたします。

記

1. 更なる周知等のポイント

- ①住所地市区町村において認知している登録対象者への登録申請の促進
- ②住所地市区町村が把握している登録対象者の居所情報の活用
- ③住民向け周知等の更なる実施

2. 更なる周知等の具体的な内容

(1) 住所地市区町村において認知している登録対象者への登録申請の促進

住所地市区町村において登録対象者を認知している場合には、直接本人に対して、申請期限までに居所情報の登録申請を行うよう促してください。

(取組例)

- ・ 民間のDV等被害者支援団体(シェルター等)に働きかけ、保護されているDV等被害者に居所情報の登録申請を行うよう呼び掛けてもらう。
- ・ 地方公共団体又は地方公共団体から保護の実施を委託された者が保護しているDV等被害者に対し、居所情報の登録申請を行うよう促す。
- ・ 東日本大震災の被災地の住所地市町村が、仮設住宅の各世帯に出向いて、又は、仮設住宅の住民を集めた説明会を開いて、被災者に対し、居所情報の登録手続について説明し、登録申請を行うよう促す。
- ・ 避難先市区町村が、当該避難先市区町村内に住む被災者に対し、居所情報の登録申請を行うよう促す。

- ・ 医療機関・施設等に働きかけ、当該医療機関・施設の長期入院・入所者に対し、居所情報の登録申請を行うよう呼び掛けてもらう。
- ・ 相談等があった登録対象者に対し、居所情報の登録申請を行うよう促す。

(2) 住所地市区町村において把握している登録対象者の居所情報の活用

住所地市区町村においてあらかじめ登録対象者の居所情報を把握している場合には、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領（平成27年7月27日総行住第78号）第4-1により、登録対象者の同意を得た上で、あらかじめ把握している当該居所情報（ただし、最新の居所情報に限る。）を基に送付先情報を登録することを積極的に検討してください。

なお、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る質疑応答集（平成27年7月27日付け総行住第79号）問19及び問20の答のとおり、当該登録対象者の同意を得る代わりに、居所に通知カードを送付する旨及び住所地への送付を申し出ることができる旨を記載した通知を送付することとしても差し支えなく、また、当該登録対象者から事前に同意を得ている場合には、改めて同意を得る必要はありません。

（取組例）

- ・ 東日本大震災の被災地の住所地市区町村が、あらかじめ登録対象者となる被災者の居所情報を把握している場合に、当該居所情報を基に送付先情報を登録する。
- ・ 住所地市区町村が、登録対象者となるDV等被害者の居所情報を把握している場合に、当該居所情報を基に送付先情報を登録する。
- ・ 住所地市区町村が、登録対象者となる医療機関・施設等の長期入院・入所者の居所情報を把握している場合に、当該居所情報を基に送付先情報を登録する。

(3) 住民向け周知等の更なる実施

住民向けの周知・広報等については、潜在的な登録対象者に対し居所情報の登録手続を認識させ、登録申請を促すよう、更なる取組をお願いします。

（取組例）

- ・ 様々な周知・広報媒体を使って実施する（実施済み媒体を再度活用、未実施媒体を活用、新規に媒体を開拓など）
- ・ 繰り返し実施する（1回でなく2回、3回と実施するなど）
- ・ タイミングよく実施する（秋の大型連休（いわゆるシルバーウィーク）の前、申請期限の数日前など）

3. 更なる周知等の実施主体

都道府県・市区町村の庁内のすべての関係部局が連携協力して実施してください。また、庁外の関係機関等に働きかけ、当該庁外の関係機関等とも連携協力して実施するようにしてください。

（更なる周知等を特にお願いしたい主体）

- ・ 都道府県・市区町村における社会保障・税担当部局、住民基本台帳制度担当部局、DV等被害者の相談・保護・生活支援等担当部局（母子福祉担当部局、婦人保護施設、母子生活支援施設、児童福祉担当部局、児童相談所、児童福祉施設等）、東日本大震災被災者の相談・支援等担当部局、医療機関・施設等担当部局など
- ・ 都道府県・市区町村以外のDV等被害の相談・保護・生活支援等団体（民間シェルター団体等）、東日本大震災被災者の相談・支援等団体、医療機関・施設等

担当：総務省自治行政局住民制度課
青野、細川
03-5253-5517（直通）
03-5253-5592（FAX）
juki@soumu.go.jp